

**富山県こどもみらい館
指定管理者募集要項**

**富山県厚生部
こども家庭室こども政策課**

富山県こどもみらい館指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県こどもみらい館（以下「こどもみらい館」という。）

(2) 所在地

射水市黒河 4774-6 県民公園太閤山ランド内

(3) 設置目的・管理運営方針等

こどもみらい館は、児童に健全な遊びの機会と場を提供して、その健康を増進し及び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関等との連携を図り、もって次代の社会を担う児童の健全な育成に寄与することを目的に児童福祉法に基づく児童厚生施設として、平成4年に設置した大型児童館である。

今後も児童に健全な遊びを提供するとともに、県内児童館の中核としての機能を発揮するものとする。

(4) 施設の概要

① 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建て

② 建物面積 4,014.5 m²

〔地下1階部分 372.2 m²、1階部分 2,285.4 m²、2階部分 1,347.6 m²、エレベーター部分 9.3 m²〕

③ 施設内容 別紙「業務仕様書」のとおり

(5) 設備・備品の内容

別紙「富山県こどもみらい館施設及び設備の維持管理に関する業務仕様書」及び「富山県こどもみらい館備品一覧表」に明記

(6) 利用状況等

過去の利用者数（人）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	82,966	134,406	132,232

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

こどもみらい館の管理を効果的かつ効率的に実施するため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号。以下「手續条例」という。）」に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

- ・ 申請することができるのは、下記の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。
- ・ 下記の要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・ 共同体で申請する場合は、下記要件のうち、①から⑤については、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。⑥については、共同体を代表する法人等が、⑦から⑧までの要件については、構成員のいずれかが当該要件を満たす必要があります。

① 法人等の団体であること。（法人格の有無は問いませんが、個人による申請はできません。）

② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次に掲げるアからオのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。

④ 手續条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

- ⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団の暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。
- ⑥ 令和7年3月1日までに県内に事務所を有すること。（富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第62条第1項の規定により県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されていること。）
- ⑦ こどもみらい館の責任者として次のいずれかに該当する館長1名を配置できること。
 - ・ 児童福祉施設において勤務経験のある保育士の資格を有する者
 - ・ 学校教育法に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園（以下「学校等」という。）での勤務経験があり、学校等の教諭となる資格を有する者
 - ・ 児童館等において児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に該当する者。以下「児童厚生員」という。）の経験のある者
- ⑧ 児童厚生員を3名以上配置できること。なお、この場合、保育士の資格を有する者又は学校等の教諭となる資格を有する者が望ましい。

（2） 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）

- ① こどもみらい館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② こどもみらい館における次に掲げる事業に関する業務
 - ・ 遊びに関する施設及び設備を設置して、児童の利用に供すること。
 - ・ 児童に対し、集団活動の機会を提供すること。
 - ・ 遊具、模型、図書、DVD等を収集し、これらを展示し、又は児童の利用に供すること。
 - ・ 児童の健全な育成に関する講演会、講習会、研究会、映写会等を開催すること。
 - ・ 児童の健全な育成に関する情報を収集し、及び提供すること。
 - ・ 児童の健全な育成に関する調査研究を行うこと。
 - ・ 児童の健全な育成に資する活動を担う指導者を育成すること。
 - ・ 地域の児童館等の運営及びこれら相互の連携に関し必要な指導又は助言をすること。
 - ・ 上記に掲げるもののほか、こどもみらい館の設置の目的を達成するために必要な事業
- ③ こどもみらい館の研修室等の利用の承認に関する業務
- ④ こどもみらい館の研修室等の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- ⑤ その他別添「富山県こどもみらい館指定管理者業務仕様書」に記載する業務
 - ・ 指定管理者の業務については、この募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、県と指定管理者とが協議のうえ決定し協定を締結することとします。

（第三者への再委託）

 - ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、植栽、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

（法令等の規制及び国・県等の指針・計画等）

 - ・ 説明会において必要な資料を配付し、説明します。

(3) 関係施設との連携

- ・ 太閤山ランドとの一体的な連携及び令和9年開館予定の新川子ども施設との連携を実施し、県民サービスの向上を図ってください。

(4) 管理の基準

① 休館日（富山県子どもみらい館条例（平成4年富山県条例第30号）第8条参照）

- ・ 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合を除く。)
- ・ 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日。)
- ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日

※ ただし、知事の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。（現指定管理者は、ゴールデンウィーク、太閤山ランドあじさい祭り、夏休み、冬休み及び春休み期間中の火曜日等について供用日の変更を行いました。）

② 開園時間（富山県子どもみらい館条例第9条参照。）

午前9時から午後5時まで(7月1日から8月31日までの日にあつては、午前9時から午後6時まで)

※ ただし、知事の承認を得て、上記の開園時間を臨時に変更することができます。（現指定管理者は、ゴールデンウィークや夏休み期間前に開園時間の変更を行いました。）

③ 管理の基準に関する提案について

- ・ 上記（4）①②で定める管理の基準を上回る基準（開園時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は（6）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・ 参考資料として上記で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- ・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を順守してください。
- ・ 指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、

行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。

- ・ 手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(5) 指定期間

5年間（令和7年4月1日から令和12月31日まで）

(6) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年度	令和7年度～令和11年度の合計額
指定管理料の上限額	709,165千円

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・ 上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）

(参考) 過去3年間の管理経費

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費（賃金含む）	53,024	52,832	57,397
再委託費	20,537	19,437	19,687
公課金	6,124	6,772	6,820
その他	54,453	54,574	50,160
計	134,138	133,615	134,064

② 指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・ 年間の指定管理料の支払は、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4月	10月	1月	翌年4～5月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

- ・ 指定管理料は精算する必要ありません。

③ 留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

(修繕について)

- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上限額	2,018千円	2,018千円	2,018千円	2,018千円	2,018千円

- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・ 1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数 (1件100万円未満)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	4件	7件	10件
支出額	1,926千円	1,923千円	1,920千円
主な修繕内容	館内給水ポンプユニット取替、屋内・屋外消火栓設備修繕、ネット遊具プレイカプセル軟質枠補修	照明器具取替、火災報知器配線修繕、幼児コーナー立体迷路扇風機取付	エレベーターホール屋根の雨水修繕、消火栓ホース交換、キンダールーム前廊下雨樋修繕、館内サイン修繕、工房トイレ天井雨樋工事

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう）のうち、購入価格が1件100万円未満のものについては、次に掲げる備品購入費の上限額の範囲内で、指定管理者が購入することとします。ただし、実際の備品の購入にあたっては、事前に県と協議する必要があります。なお、備品は県に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しよ

うとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。

- ・ 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとしてします。

(備品購入費の上限額)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上限額	234千円	234千円	234千円	234千円	234千円

- ・ 備品の購入に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。備品購入費と指定管理料、修繕費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・ なお、1件100万円以上の備品については、県で購入することとします。

(参考) 過去3年間の備品購入の件数 (1件100万円未満)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	1件	1件	1件
支出額	223千円	223千円	218千円
主な 内容	Aiカメラ	ワイヤレススピーカ ーシステム	ビーポップカッティ ング&プリントマシ ン

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・ リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕・備品の購入（1件100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕・備品の購入（1件100万円以上）（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（指示等）

(※1) 1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど(災害時の復旧等)については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

- (※2) 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。
- (※3) 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※4) 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務の実施に関連して発明、考案及び意匠の創作をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(9) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の利用状況（こどもみらい館の研修室等については利用者数及び使用料収入額）
- イ 施設設備等の管理状況（必要に応じ写真を添付）
- ウ 利用者等からの苦情及びその対応状況
- エ 施設の安全管理のために実施した取り組み
- オ 定期報告書の添付資料として必要な資料

② 提出期限

翌月10日まで

③ 提出方法等

富山県厚生部こども家庭室こども政策課へ1部提出

- ※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の管理の実施状況に関する事項（必要に応じ直近の写真を添付）
- イ 施設の利用の状況に関する事項
- ウ こどもみらい館の研修室等に係る使用料収入の実績に関する事項
- エ ア～ウに掲げるもののほか、施設管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- オ 事業評価の実施に関する事項（「(11)事業評価」参照）
- カ 事業報告書の添付資料として必要な資料（添付資料）

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③ 提出方法等

富山県厚生部こども家庭室こども政策課へ1部提出

(11) 事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、来館者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・ 指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

- ・ 指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての提案を求めます。

(雇用の提案を求める職員)

職員	職種	所属及び業務内容	有する資格・技能等
1	児童厚生員	こどもみらい館 健全育成業務等	社会福祉主事
2	児童厚生員	こどもみらい館 健全育成業務等	中・高校教員免許（美術）
3	児童厚生員	こどもみらい館 健全育成業務等	中教員免許（家庭）
4	児童厚生員	こどもみらい館 健全育成業務等	小・中高教員免許（英語）

(13) 県からの派遣職員について

- ・ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。）

(14) 県による調査・指示等

- ・ 県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対し

て、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(15) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者数・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|--|

(16) 第三者による指定管理者に対する評価（第三者評価）

- ・ (15)の評価に加え、原則として、指定期間の中間年である3年目に、外部有識者等を評価者として、それ以前の年度（1年目、2年目）についての管理状況評価を行います。ただし、県の評価結果が著しく低いなど管理状況に課題がある場合には、必要に応じて第三者評価を実施します。
- ・ (15)及び(16)の評価結果は、県のホームページに掲載して公表することとし、評価結果を踏まえ、改善等が必要な場合は、指定管理者に定期報告書や事業報告書で改善策の報告を求めるなど、履行状況を確認します。
- ・ なお、評価結果は、次期選定時の指定管理候補者選定委員会において参考提示する場合がありますが、審査で加点又は減点対象となるものではありません。

(17) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県又は監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(18) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記（14）の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

（19）自主事業の実施について

- 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・ 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
- ・ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
- ・ 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
- ・ 自主事業を行う場合においても施設使用料は県の収入として納めること（その他の部分については指定管理者の収入としてよい）。
- 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること。

（＊目的外使用許可の状況がわかる資料を添付すること。）

3 応募・選定手続き

（1）募集

① 募集要項の配布期間

令和6年8月5日（月）から令和6年8月23日（金）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日は除く。）。

② 配布場所

富山県厚生部こども家庭室こども政策課こども企画・政策担当

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-9683 FAX：076-444-3493

HPアドレス：<https://www.pref.toyama.jp/1201/miraikan/20240805.html>

（2）申請方法

① 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

共同体により申請する場合には、下記提出書類のうち、ウにあつては構成員ごとに、ア、イ及びエにあつては共同体全体について作成してください。

- ア 指定申請書（様式第1号）
- イ 管理の業務に関する書類
 - a 事業計画書（様式第2号）
 - b 収支計画書（様式第3号）
- ウ 申請者に関する書類
 - a 法人等の概要（様式第4号）
 - b 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
 - c 法人の登記事項証明書
 - d 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であつて、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）
 - e 上記dの書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
 - f 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
 - g 法人にあつては当該法人の、法人格のない団体にあつては当該団体の代表者の納税証明書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式）
 - h 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（役員名簿、組織・運営体制に関する書類、法人の諸規程類（就業規則、会計規程、給与規程、決裁規程等））
 - i 応募資格がある旨の誓約書（様式第5号）
- エ 共同体に関する書類
 - a 共同体の構成員及び代表法人等を明らかにした書類
 - b 共同体の協定書
 - c 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
 - d 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類
 - e 共同体による申請にあつての誓約書（様式第5号の2）
 - f 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状

② 提出部数

A 4フラットファイル等にファイリングしたもの、正本1部、副本9部提出してください。

③ 申請先及び申請方法

- ・ 次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留又は電子メールにより申請してください。電子メールの場合は、「ウ 法人の登記事項証明書」及び「キ 納税証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(申請書提出先)

富山県厚生部こども家庭室こども政策課こども企画・政策担当
〒930-8501

富山市新総曲輪 1-7

電話：076-444-9683 電子メール：akodomokatei@pref.toyama.lg.jp

④ 申請書提出期間

- ・ 令和6年9月26日（木）から令和6年10月4日（金）まで（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日は除く。）
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時15分までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

- ・ 申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

- ・ 指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に、質問票（様式第7号）を電子メールにより、富山県厚生部こども家庭室こども政策課こども企画・政策担当に提出してください。
- ・ 回答期日に募集要項を配布した全ての方に対して、提出された質問及び質問への回答

を電子メールで送信するとともに、県のホームページに掲載します。

- ②質問受付期間 令和6年8月30日（金）から9月6日（金）午後5時15分まで
- ③質問への回答日 令和6年9月13日（金）

（４） 現地説明会の開催について

- ① 日時 令和6年8月30日（金）午前9時半から午前10時半まで
※ 午前9時半までにこどもみらい館1階入口ロビーにお集まりください。
- ② 留意事項
 - ・ 現地説明会への参加者は1法人等につき2名までとします。
 - ・ 募集要項等の配付資料をご持参ください。
 - ・ 現地説明会に参加せずに、上記時間に自由に見学されてもかまいません。なお、施設してある設備等を見学される場合は、現地の管理事務所の職員に申し出てください。

（５） 説明会の開催について

- ① 日時 令和6年8月30日（金）午前11時から午前12時まで
- ② 場所 富山県こどもみらい館研修室
- ③ 参加申し込み
令和6年8月23日（金）午後5時までに、説明会参加申込書（様式第6号）を電子メールにて富山県厚生部こども家庭室こども政策課こども企画・政策担当に提出してください。
電話：076-444-9683
メールアドレス：akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
- ④ 留意事項
 - ・ (5)の説明会へ参加されない法人等については、申請を認めません。(5)の説明会では、法人等からの参加者であることを確認できるもの（会社の身分証明書等）の提示を求めます。）
 - ・ 共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等が参加する必要があります。
 - ・ 説明会への参加者は1法人等につき2名までとします。
 - ・ 募集要項等の配付資料をご持参ください。

（６） 審査方法及び審査基準

- ① 審査方法
 - ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県こどもみらい館指定管理候補者選定委員会」において行います。
 - ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
 - ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
 - ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定する

こととします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

・審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	30%
	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか ※1 f DXによるサービスの向上が工夫されているか g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容となっているか	30%
	【利用の増加】 h 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか i 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか ※1	30%
計		60%
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額 80÷申請者提示額 90×配点 30=26.666 ⇒ 26.7	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 20%
計		20%
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※2 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	5%
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか ※3 e 職員の指導育成、研修体制は十分か	15%
	計	20%
合 計		100%

- ※1 主たる事務所が県外にある民間企業等の評価に当たっては、次の点を考慮して評価します。
 - ・指定管理施設の所在する地域における日常的な活動を通じて、地域のニーズを十分に把握しているか
 - ・指定管理施設の所在する地域の経済団体や公益団体に参画している場合には、そのネットワークを活用した利用促進等が期待できるか
- ※2 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等にかかわらず、同等の評価とします。
- ※3 主たる事務所が県内にある民間企業等と県外にある民間企業等が競合する場合、指定管理施設内の体制のみではなく、例えば、緊急時において主たる事務所からの迅速な応援が期待できるかなども含めて評価します。

③ 審査結果

- ・審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

＜ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表＞

審査項目	1 県民の平等な 利用の確保	2 施設の効用の 最大限の発揮	3 施設の効率的 な管理	4 公の施設の管理を適 正かつ確実に行うた めの財産的基礎及び 人的構成	合計
申請者					
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
 - ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
 - ② 指定管理者が行う管理の基準
 - ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止

- ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤ 使用料に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他、必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

8月5日	募集要項等の公表
8月5日～同月23日	募集要項の配布
8月30日	現地説明会の開催
8月30日	説明会の開催
8月30日～9月6日	質問の受付
9月13日	質問への回答
9月26日～10月4日	申請書受付期間
10月下旬	二次審査の開催案内(一次審査が行われた場合には、一次審査結果の通知)
10月下旬	二次審査(プレゼンテーションの実施)
11月上旬	指定管理候補予定者の選定(二次選考結果発表)
11月上旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者と協定の締結
令和7年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配布資料

- ① 富山県こどもみらい館指定管理者募集要項

- ② 富山県子どもみらい館指定管理者業務仕様書
- ③ 富山県子どもみらい館施設及び設備の維持管理に関する業務基準書
- ④ 富山県子どもみらい館に係る備品一覧表及び施設平面図

問い合わせ先
富山県厚生部子ども家庭室子ども政策課子ども企画・政策担当
(事務担当：三俵)
T E L : 076-444-9683
F A X : 076-444-3493
メールアドレス : akodomokatei@pref.toyama.lg.jp